

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法で定められた定義に基づく。

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないうちで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用し、組織的に判断することが大切である。

(2) 基本的な認識、並びに本校の基本姿勢

- ア 「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員と生徒が同じ思いをもち「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを見逃さない」、「いじめを許さない」といった毅然とした態度で臨むものとする。
- イ 人間として発達の過程にあり、思春期を迎える生徒にとって、生徒間のトラブルは必ず起きるものという認識に立つ。また、近年、携帯電話、SNS等の普及によりインターネットを媒体とした、「いじめ」が教師や保護者の目に触れないところで行われるようになった。家庭とともに手を携え、一層の未然防止に努める。
- ウ 学校行事や道徳等、教育課程全般をとおして、子供同士、子供と教職員の絆づくりを推進するとともに、正義感と優しい心、規範意識の醸成を軸として情報モラル教育の充実を図る。また、豊かな人間関係の構築や生き方の自覚を深めることで「いじめ撲滅」につながるよう、心の育成を図る。
- エ 個々の問題に対する具体的な「いじめ」の指導は、「いじめ防止・長期欠席対策委員会」を核として、「いじめ」事案に関係する生徒を適切に指導することを原則として行う。学級指導や学年指導等の一斉指導で「いじめられっ子」として誤った認知がされないように指導するとともに、学校全体で組織的な対応を行うよう、教職員の共通理解のもとで推進する。

(3) 育てたい生徒の資質

- ア 互いを認め合い、思い合い、高め合える心。
- イ 明るい挨拶、時間を守る、場を清める、履物をそろえるといった基本的な生活習慣のもと、社会の一員としての自覚をもたせ、望ましい人間関係を構築しようとする姿勢。
- ウ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識にとらわれない正義感とやさしい心。

(4) 教師の役割

- ア 教育活動全般において、生徒一人一人に寄り添う温かい支援をとおして、互いを認め合い、いじめを許さない毅然とした態度で生徒の命と安全を守る。
- イ 生徒の絆づくり、居場所づくりができるように教育活動を計画的に展開する。

2 いじめ防止対策組織について

- (1) 名 称 「いじめ防止・長期欠席対策委員会（定例・臨時）」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、養護教諭、長期欠席担当教師、スクールカウンセラー
- (3) 役 割 いじめ防止、いじめ発生時の最小管理、調査のための取り組みの企画と運営、該当生徒の継続的なフォローアップの方針策定、地域・関係組織との連携等の全般を担う。

3 令和8年度の基本方針

- (1) 令和7年度までのいじめの実態からあきらかになった課題
 - ①容姿をからかわれたり、暴力的な発言を受けたりすることに対して不安を感じ、保護者を通じて学校への相談を受ける事案があった。
 - ②SNS上の書き込み等で、問題となった事案があった。
- (2) 課題を解消するための今年度の取組
 - ①日常生活での軽はずみな態度や言動がいじめに発展してしまうことがあったという事実を職員間で認識し、担任をはじめとする教職員に不安なことを打ち明けられる関係を築くことが重要である。また、悩みを抱えた生徒が適切に相談できるような相談機関を、生徒や保護者に周知することも大切である。そこで次のような取り組みを進めていく。

【具体的な取組】

- ・休み時間等に学校・学年がチームとなって生徒の様子に目を行き届かせることで、日頃から積極的に生徒と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・生徒に対して丁寧な言葉遣いや温かい言葉を用いることで、生徒の信頼と敬愛を得るよう努める。
- ・年5回（1, 2学期各2回、3学期1回）行う生活アンケートを有効に活用し、アンケートの実施後、担任は学級の生徒全員と面談を行い、生徒の声に耳を傾ける。
- ・生徒との面談は、担任だけでなく、必要に応じて部活動の顧問等の教師と連携をして行う。
- ・学校以外の機関にも安心して悩みを相談できるようにするために、生徒や保護者に学校以外の相談窓口も紹介する。

②生徒がスマートフォンや携帯、タブレット、パソコン、ゲーム機などさまざまな端末を使用している現状があるため、SNSトラブルも多くなっている。教職員が同じ知識や意識でいじめ問題へ対応する必要がある。また、学校と家庭とが連携し、生徒自身がトラブルを回避し、加害者にならないようにすることも大切である。そこで以下のような取り組みを実施していく。

【具体的な取組】

- ・ SNSトラブル防止やいじめ防止対策に関する研修・情報交換を学期に一度は実施するよう、年間計画内に位置付ける。今年度行う研修内容は以下のとおりである。
 - 1 学期： SNSに関するいじめやいじめの認知について
 - 2 学期： SNS及びいじめ事案発生時の組織的な対応について
 - 3 学期： いじめ事案を基にした事例の検討会について
- ・ いじめ事案への対応は、一人で進めず、必ず複数名あるいは組織として進める。
- ・ 情報モラル（ネットモラル）について外部機関と連携し出前授業等の実施をする。
- ・ SNSでの画像や動画、いじめに関わる書き込みなどを認知した際は、適切に対応できるように関係機関と連携を図る。
- ・ 本校のいじめ対策組織だけでなく、児童相談所やスクールソーシャルワーカー等、関係機関へも相談をし、いじめの解消に向けて努める。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画や基本方針等の見直しを図る。（ 資料1 資料2参照 ）

5 いじめ防止に係る年間計画

資料1

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「南中学校いじめ防止対策基本方針」の確認と周知徹底 ○週に1回対策委員会を開催する	○SCに関して生徒、保護者への周知 ○全校集会での生徒への周知、徹底指導 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口(SC室)の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA 総会、保護者会での「学校いじめ防止対策基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するチラシ配付やHPの更新 ○授業公開
5月	D ↓	○職員会での情報交換 ○現職研修① 「いじめの定義や認知について」	○情報モラル指導(ネットモラル)	○生活アンケート① →教育相談→対策	○南中学区健全育成協議会
6月	↓	○職員会での情報交換	○体育大会 ○学校保健委員会 ○生徒会全校レク	○WEBQUの実施② →評価の検証→対策	○体育大会 ○部活動懇談会 ○学校評議員会
7月	C ↓	○職員会での情報交換	○情報モラル指導(ネットモラル)	○生活アンケート② →教育相談→対策	○保護者会
8月	A ↓	○評価→検証			
9月	P ↓	○職員会での情報交換 ○現職研修① 「いじめ事案の組織的な対応について」		○長期休み明け個別面談 ○身体測定	
10月	D ↓	○職員会での情報交換		○生活アンケート③ →教育相談→対策	
11月	C ↓	○職員会での情報交換	○文化祭 ○合唱コンクール	○WEBQUの実施② →1回目の評価と比較→対策	○岡南祭
12月	A ↓	○職員会での情報交換	○人権週間(講話・道徳授業) ○いじめ撲滅集会(生徒会主催) ○立志の式(2年)	○生活アンケート④ →教育相談→対策	○保護者会 ○学校評議員会 ○生活アンケート
1月	P ↓	○職員会での評議委員会の報告、情報交換	○スキー学習(1年)	○学校評価アンケート →教育相談→対策 ○長期休み明け個別面談 ○身体測定	○保護者会(3年)
2月	D ↓	○職員会での情報交換 ○現職研修 「いじめ事案を基にした対応の検討」	○卒業を祝う会	○学年末テスト週間の個別教育相談 ○生活アンケート⑤ →教育相談→対策	○学校評議員会
3月	A ↓	○学校関係者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し	○次年度への情報の共有	○学校評価アンケートの分析といじめ対策の見直し	○保護者会(1・2年) ○学校評議員会
通年	P	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳・体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	

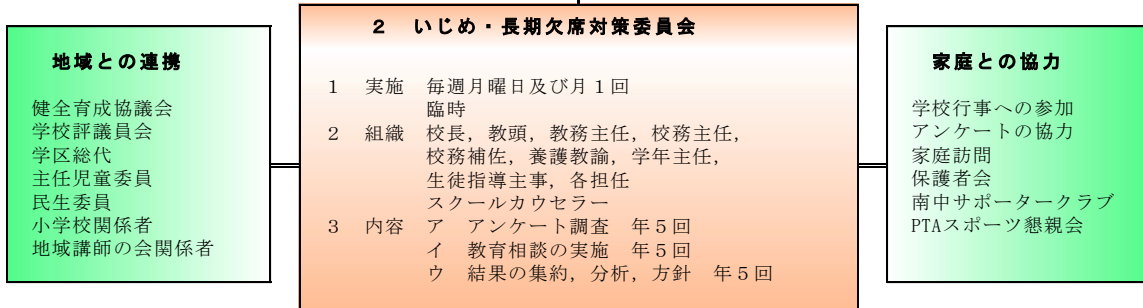
※いじめが発生した場合には、即座にいじめ対策委員会を開き共通理解を図りながら対応する。

岡崎市立南中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日：改訂

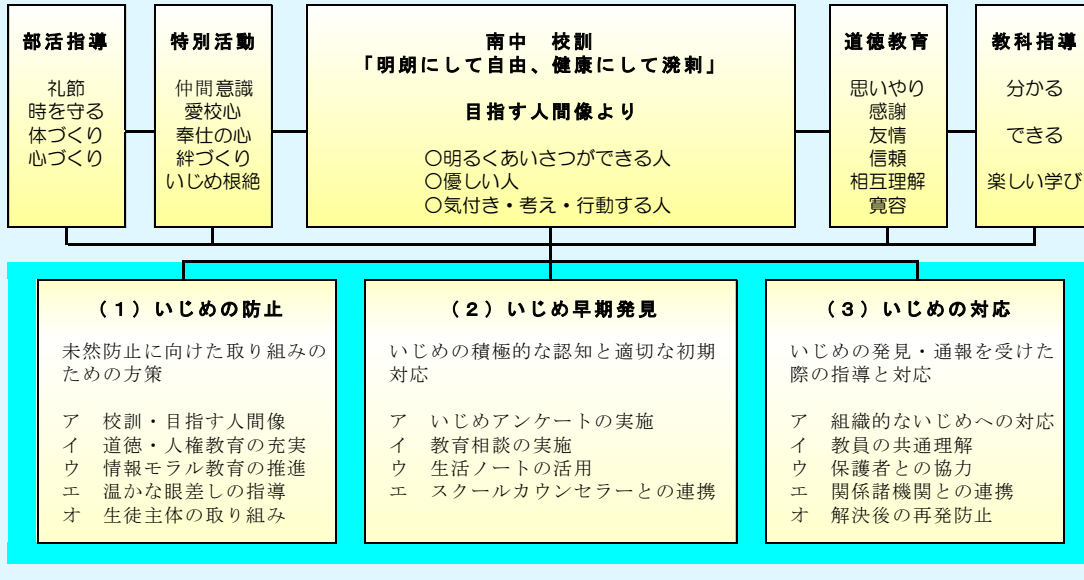
1 基本方針

- (1) 互いを認め合い、思い合い、高め合える心をもった生徒を育てる。
 (2) 挨拶を大切に、いじめをなくす啓発活動を行い、安心して通える学校を目指す。【生徒】
 (3) 生徒に寄り添い温かい支援を行うとともに、いじめを許さない毅然とした態度で生徒の命や安全を守る【教師】
 (4) 学区総代会、主任児童委員、民生委員などの地域の方との連携を密にし、学区を上げて本校生徒を守る意識を高める。【地域】



3 いじめ防止のための具体的取り組み

「南中の校訓」「目指す生徒像」を基盤とした教育全般をとおして、教師と生徒が主体となっていじめ防止活動を展開する。



4 重大事態の発生おける対処

